

第4章 パラスポーツ指導員資格取得認定校

(認定校)

第14条 学校教育法に基づく大学・短期大学および専門課程を置く専修学校などで、申請のあったもののうち、協会が認めた学校を公認パラスポーツ指導員資格取得認定校（以下「認定校」という。）とする。

- 2 認定校は（1）初級パラスポーツ指導員および（2）中級パラスポーツ指導員の資格が取得できる学校の2種類とする。前者は修業年数2年以上、後者は修業年数4年以上の学校とする。

(申請手続き)

第15条 認定校を希望する学校は、次項に掲げる申請書類を協会に提出し、認定を受けなければならない。

- 2 新規申請には次のものを提出すること。

(1) パラスポーツ指導員資格取得認定校申請書（様式－6）

(2) ① 初級資格取得認定校

初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式－8）

② 中級資格取得認定校

初級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式－8）

中級パラスポーツ指導員カリキュラム一覧（様式－9）

(3) 基準カリキュラムが確認できる資料（シラバスなど）

- 3 認定された学校は、3月1日から5月31日の期限内に認定料（1校につき年間 初級認定校60,000円、中級認定校120,000円）を納めなければならない。

- 4 認定の継続を希望する学校は、第2項のうち（1）および（2）を提出し、（3）については内容に変更があった場合のみ提出すること。認定料については前項のとおりとする。

(資格取得申請)

第16条 申請は、カリキュラム修了者個々が記入した様式－2を取りまとめ、様式－4によりおこなう。

- 2 申請は、認定校がまとめて申請しなければならない。

- 3 中級パラスポーツ指導員資格取得の場合、次のものを添付すること。

(1) 中級パラスポーツ指導員の新規申請者は、活動実績証明のコピー（写し）。

(2) 初級パラスポーツ指導員の資格を取得している者は、パラスポーツ指導員登録証と活動実績証明のコピー（写し）。

- 4 中級指導員の認定校において、初級指導員の基準カリキュラムを修了し、在学中に初級指導員の認定を希望する場合は、同条1項および2項のとおりとする。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

- 1 認定校の認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成30年4月1日一部改正]

- 1 養成講習会開催希望団体の提出書類として「受講申込書案」を追加した。

- 2 「公益財団法人日本体育協会」の名称変更に伴い「公益財団法人日本スポーツ協会」へ標記を変更した。

附 則 [令和3年4月1日一部改正]

- 1 認定校の資格取得申請に必要な書類として様式－1を削除した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

- 1 公認中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講資格として学校教員（保健体育）を追記した。